

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成十七年十一月七日）

（法律第二百二十三号）

第八章 審査請求

（平二二法七一・旧第七章繰下）

（審査請求）

第九十七条 市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（平二二法七一・一部改正）

（不服審査会）

第九十八条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置くことができる。

2 不服審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定める員数とする。

3 委員は、人格が高潔であって、介護給付費等又は地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

（平二二法七一・一部改正）

（委員の任期）

第九十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第一百条 不服審査会に、委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

（審査請求の期間及び方式）

第一百一十一条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（平二六法六九・一部改正）

（市町村に対する通知）

第一百十二条 都道府県知事は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

（平二六法六九・一部改正）

（審理のための処分）

第一百三十三条 都道府県知事は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他都道府県知事の指定する者（次項において「医師等」という。）に診断その他の調査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

（政令等への委任）

第一百四十四条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は政令で、不服審査会に関し必要な事項は当該不服審査会を設置した都道府県の条例で定める。

（審査請求と訴訟との関係）

第一百五十五条 第九十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（平成十八年一月二十五日）

（政令第十号）

第五章 審査請求

（平一八政三一九・旧第四章繰下）

（不服審査会の委員の定数の基準）

第四十六条 法第九十八条第一項に規定する不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。）に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

（平二四政二六・一部改正）

（会議）

第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

2 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

（市町村等に対する通知）

第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

（平二七政三九二・一部改正）

（関係人に対する旅費等）

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

（平一八政三一九・一部改正）

○児童福祉法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日）

（法律第六十四号）

第六章 審査請求

（平二二法七一・追加）

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（平二二法七一・追加、平二四法五一・一部改正）

○児童福祉法施行令（抄）

（昭和二十三年三月三十一日）

（政令第七十四号）

第六章 審査請求

（平二四政二六・追加）

第四十四条の三 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第三項	介護給付費等又は地域相談支援給付費等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百五条	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項

（平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正）

第四十四条の四 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に係る審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

（平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正）

第四十四条の五 不服審査会は、会長が招集する。

② 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

③ 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平二四政二六・追加）

第四十四条の六 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

② 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

- ③ 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。
- ④ 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- ⑤ 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- ⑥ 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

(平二四政二六・追加)

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

(平二四政二六・追加、平二五政五・平二七政三九二・一部改正)

第四十四条の八 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

(平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正)